

福岡工業大学総合研究機構規程

（目的）

第1条 福岡工業大学学則第4条に基づき、福岡工業大学総合研究機構（以下「機構」という。）業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 機構は、本学に設置される研究所及び研究プロジェクト並びに研究活動全般を総合的に推進すること、並びに本学の研究シーズと技術開発力を産業界の実用化ニーズに結びつけ、我が国の産業界や地域社会の活性化に貢献することを設置の目的とし、次の業務を担当する。

- （1）本学における研究戦略に関すること
- （2）研究所及び研究プロジェクトの組織化と支援に関すること
- （3）研究の推進、企画及び奨励に関すること
- （4）研究環境の整備及び充実に関すること
- （5）学外研究員に関すること
- （6）客員教授に関すること
- （7）共同研究、受託研究及び技術相談に関すること
- （8）会員制組織の設立及びその活動に関すること
- （9）科学研究費助成事業その他外部補助金及び奨学寄付金に関すること
- （10）知的財産に関すること
- （11）研究活動の不正行為防止及び公的研究費の適正な運営・管理に関すること
- （12）研究に対する倫理的配慮に関すること
- （13）研究インテグリティの確保に関すること
- （14）学会活動等の支援に関すること
- （15）研究関連情報の収集及び提供に関すること
- （16）研究成果の公表及び社会還元に関すること
- （17）研究会、講演会及び講習会等の開催に関すること
- （18）その他目的の達成に必要な事業に関すること

（組織）

第3条 機構に次の研究所を置く。

- （1）エレクトロニクス研究所
- （2）情報科学研究所
- （3）環境科学研究所

2 機構に、文部科学省等の大型競争的研究費の採択を受けた研究プロジェクトとして、直属の研究センターを置く。

- （1）ウェルネス研究センター
- （2）地理空間情報研究センター

- 3 機構に、研究を通じた社会貢献の推進を目的に、主として第2条第1項第7号、第8号、第9号、第10号、第15号及び第16号に関する業務を担当する産学連携推進室を置く。

(機構事務室)

第4条 機構に、機構及び第3条に定める組織の管理及び事務を行うために、機構事務室を置く。

- 2 研究活動の不正及び公的研究費に関する学内外からの通報窓口、及び相談窓口を機構事務室に置く。

- 3 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応する窓口を機構事務室に置く。

(機構長職員)

第5条 機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、副学長1名をもって充て、機構業務を総括する。機構長に事故あるときは、機構長の指名する者がその職務を代行する。

(所長及び室長)

第6条 各研究所に所長、及び産学連携推進室に室長を置く。

- 2 各研究所長及び産学連携推進室長の任用は、各研究所及び産学連携推進室の規程に定める。

(運営委員会)

第7条 全学的見地から研究活動のあり方を審議し、機構の運営を円滑有効に行うために、機構運営委員会を置く。

(委員会構成)

第8条 機構運営委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 機構長
- (2) エレクトロニクス研究所長
- (3) 情報科学研究所長
- (4) 環境科学研究所長
- (5) 各学部の各学科から選出された者 各1名
- (6) 教養力育成センターから選出された者 1名
- (7) 短期大学部から選出された者 1名
- 2 機構運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、機構運営委員会の了承を得て、委員以外の者を機構運営委員会に出席させることができる。ただし、その者は、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第9条 機構運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 機構の運営に係る基本方針及び計画に関する事項
- (2) 年間予算の執行計画に関する事項
- (3) 研究員の公募及び選考に関する事項
- (4) 研究課題の選定及び研究費の配分に関する事項
- (5) 学外研究員の受入れに関する事項
- (6) 客員教授の選任に関する事項
- (7) 第2条に定める業務及び第3条に定める組織に関する規程の改廃に関する事項

(8) その他機構長が必要と認めた事項

(委員の任期)

第10条 第8条第1項第5号から第7号までの委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補充する。ただし、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第11条 機構運営委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員の3分の1以上から開催の申し入れがあったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

(会議)

第12条 機構運営委員会は、3分の2以上の出席により成立する。

2 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。

3 議事は出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは議長が決する。

(研究所長会議)

第13条 機構運営委員会における第9条審議事項について、円滑な運営を行うために研究所長会議を置く。

(研究所部門長会議)

第14条 第3条第1項に定める研究所の管理運営に関する事項は、各研究所の部門長会議において審議する。

2 その他研究所の部門長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(専門委員会)

第15条 機構運営委員会は必要に応じて、その下に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会については、別に定める。

(事務)

第16条 機構運営委員会の事務は、機構事務室で処理する。

(報告)

第17条 第9条審議事項の内容について委員長は教授会に報告し、承認を得るものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、機構運営委員会、教授会の議を経るものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行し、学校法人福岡工業大学実用化技術研究所規程（平成12年4月1日施行）及び学校法人福岡工業大学実用化技術研究所運営委員会規程（平成14年5月24日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、福岡工業大学ハイテク・リサーチ・センター規程（平成20年3月28日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月27日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月1日から施行する。